

報告第30号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月6日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

専決処分書

和解及び損害賠償額の決定については、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和5年8月25日

桑名市長 伊藤 徳 宇

1 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和5年6月6日午前10時45分頃、桑名市矢田地内を消防車両で走行中、対向車両とすれ違いの際、道路脇に設置された道路標識看板に消防車両左側上部ボディを接触させ、当該道路標識看板が損傷したものである。

2 損害賠償の相手方

桑名市大字江場626番地2

桑名警察署長 樋口 弘道

3 損害賠償の額

市から相手方へ 114,400円

相手方から市へ 0円







報告第32号

専決処分報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月6日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

専決処分書

和解及び損害賠償額の決定については、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和5年10月17日

桑名市長 伊藤 徳 宇

1 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和5年8月30日午前9時30分から午前11時30分までの間に、桑名市立伊曾島小学校の職員がいそじま公園内で草刈り作業を行っていたところ、草刈り機による飛び石が小学校の駐車場に駐車してあった普通乗用自動車に当たり、当該普通乗用自動車のリアガラスが破損したものである。

2 損害賠償の相手方



3 損害賠償の額

市から相手方へ	163,148円
相手方から市へ	0円







報告第34号

専決処分報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月6日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

専決処分書

市営住宅の管理上必要な訴えを次のとおり提起することについては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和5年9月4日

桑名市長 伊藤 徳 宇

1 当事者

原告 桑名市中央町二丁目37番地

桑名市

代表者 桑名市長 伊藤 徳宇

被告

2 請求の趣旨

- (1) 被告 [ ] は、原告に対し、物件目録記載(1)の建物を明け渡せ。
  - (2) 被告 [ ] は、原告に対し、物件目録記載(2)の建物を明け渡せ。
  - (3) 被告 [ ] は、原告に対し、金27万5500円及びこれに対する本訴状送達の日から起算して支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
  - (4) 被告らは、原告に対し、連帯して金9万5000円及びこれに対する本訴状送達の日から起算して支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。ただし、被告 [ ] に対しては、請求の趣旨(6)と合わせて金22万8000円を限度とする。
  - (5) 被告 [ ] は、原告に対し、本訴状送達の日から起算して物件目録記載(1)の建物の明渡済みまで1か月金9500円の割合による金員を支払え。
  - (6) 被告らは、原告に対し、連帯して本訴状送達の日から起算して物件目録記載(2)の建物の明渡済みまで1か月金9500円の割合による金員を支払え。ただし、被告 [ ] に対しては、請求の趣旨(4)と合わせて金22万8000円を限度とする。
  - (7) 訴訟費用は被告らの負担とする。
- との判決並びに仮執行の宣言を求める。

3 物件目録

- (1) 所在 三重県桑名市 [ ]  
名称 [ ]  
構造 簡易耐火構造2階建て PC工法  
床面積 954.00平方メートル  
上記建物のうち、 [ ] (床面積79.50平方メートル)
- (2) 所在 三重県桑名市 [ ]  
名称 [ ]  
構造 簡易耐火構造2階建て PC工法  
床面積 954.00平方メートル  
上記建物のうち、 [ ] (床面積79.50平方メートル)



報告第35号

専決処分報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月6日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

専決処分書

市営住宅の管理上必要な訴えを次のとおり提起することについては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和5年9月4日

桑名市長 伊藤 徳 宇

1 当事者

原告 桑名市中央町二丁目37番地

桑名市

代表者 桑名市長 伊藤 徳宇

被告

2 請求の趣旨

- (1) 被告は、原告に対し、金13万3000円及びこれに対する本訴状送達の日から起算して支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- (2) 被告は、原告に対し、本訴状送達の日から起算して物件目録記載の建物の明渡済みまで1か月金9500円の割合による金員を支払え。
- (3) 訴訟費用は被告の負担とする。  
との判決並びに仮執行の宣言を求める。

3 物件目録

所 在 三重県桑名市

名 称

構 造 簡易耐火構造2階建て PC工法

床面積 954.00平方メートル

上記建物のうち、 (床面積79.50平方メートル)



報告第36号

専決処分報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月6日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

専決処分書

市営住宅の管理上必要な訴えを次のとおり提起することについては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和5年10月2日

桑名市長 伊藤 徳 宇

1 当事者

原告 桑名市中央町二丁目37番地

桑名市

代表者 桑名市長 伊藤 徳宇

被告

2 請求の趣旨

- (1) 被告らは、原告に対し、物件目録記載の建物を明け渡せ。
- (2) 被告 [REDACTED] は、原告に対し、金91万8000円及びこれに対する本訴状送達の日  
の翌日から起算して支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- (3) 被告 [REDACTED] は、原告に対し、本訴状送達の日  
の翌日から起算して明渡済み  
まで1か月金8500円の割合による金員を支払え。
- (4) 被告 [REDACTED] 及び被告 [REDACTED] は、原告に対し、連帯して、本訴状送達の日  
の翌日から起算して明渡済みまで1か月金8500円の割合による金員を支払え。
- (5) 訴訟費用は被告らの負担とする。  
との判決並びに仮執行の宣言を求めらる。

3 物件目録

所 在 三重県桑名市 [REDACTED]

名 称 [REDACTED]

構 造 簡易耐火構造2階建て PC工法

床面積 161.64平方メートル

上記建物のうち、 [REDACTED] (床面積80.82平方メートル)



報告第37号

専決処分報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月6日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

専決処分書

市営住宅の管理上必要な訴えを次のとおり提起することについては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和5年10月2日

桑名市長 伊藤 徳 宇

1 当事者

原告 桑名市中央町二丁目37番地

桑名市

代表者 桑名市長 伊藤 徳宇

被告

2 請求の趣旨

- (1) 被告らは、原告に対し、物件目録記載の建物を明け渡せ。
  - (2) 被告 [REDACTED] は、原告に対し、金1万5500円及びこれに対する本訴状送達の日から起算して支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
  - (3) 被告 [REDACTED] は、原告に対し、金174万9500円及びこれに対する本訴状送達の日から起算して支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
  - (4) 被告 [REDACTED] は、原告に対し、本訴状送達の日から起算して明渡し済みまで1か月金8500円の割合による金員を支払え。
  - (5) 被告 [REDACTED] は、原告に対し、本訴状送達の日から起算して明渡し済みまで1か月金8500円の割合による金員を支払え。
  - (6) 訴訟費用は被告らの負担とする。
- との判決並びに仮執行の宣言を求める。

3 物件目録

所在 三重県桑名市 [REDACTED]

名称 [REDACTED]

構造 簡易耐火構造2階建て PC工法

床面積 161.64平方メートル

上記建物のうち、 [REDACTED] (床面積80.82平方メートル)



報告第38号

専決処分報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月6日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

専決処分書

市営住宅の管理上必要な訴えを次のとおり提起することについては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和5年10月20日

桑名市長 伊藤 徳 宇

1 当事者

原告 桑名市中央町二丁目37番地

桑名市

代表者 桑名市長 伊藤 徳宇

被告

2 請求の趣旨

- (1) 被告は、原告に対し、金64万7400円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から起算して支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。  
との判決並びに仮執行の宣言を求める。



報告第39号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月6日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

専決処分書

令和4年議案第109号工事請負契約の締結について（桑名市埋立最終処分場整備工事）の工事請負変更契約を次のとおり締結することについては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和5年10月17日

桑名市長 伊 藤 徳 宇

1 契約の名称	桑名市埋立最終処分場整備工事
2 契約の金額	変更前 148,815,700円 変更後 162,102,600円
3 契約の相手方	三重県桑名市大字桑部577番地2 新成テック株式会社 代表取締役 野間 真介
4 契約締結日	原契約 令和4年12月28日 変更契約 令和5年10月17日
5 竣工期限	変更前 令和5年10月28日 変更後 令和6年3月28日